



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 M C J 代表者名 代表取締役社長兼会長 髙島 勇二 (東証マザーズ コード番号:6670) 問合せ先 取締役 コーポレート本部長 浅貝 武司 (電話番号 03-6739-3991)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 17 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことから、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 31 条及び第 41 条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号) が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、補欠監査役の予選に関する規定の項数が変更されましたので、現行定款第34条の一部に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分となります。)

	(///////////////////////////////////
現行定款	変更後
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第31条	第31条
当会社は、取締役(取締役であった者を含	当会社は、会社法第 426 条第1項の規定に
む。)の会社法第423条第1項の責任につき、	<u>より、</u> 取締役(取締役であった者を含む。)
善意でかつ重大な過失がない場合は、取締	の会社法第 423 条第1項の責任につき、取
役会の決議によって、法令の定める限度額	締役会の決議によって、法令の定める限度
の範囲内で、その責任を免除することがで	額の範囲内で、その責任を免除することが
きる。	できる。

- 2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外 取締役の会社法第 423 条第1項の責任につ き、善意でかつ重大な過失がないときは、金 30 万円以上であらかじめ定める金額又は法 令が定める額のいずれか高い額を限度とし て責任を負担する契約を締結することがで きる。
- 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、取締役(業務執行取締役等であるもの を除く。) との間で、同法第423条第1項に 定める責任を限定する契約を締結すること ができる。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、金30万円以上であらかじめ定めた金額 又は法令が定める額のいずれか高い額とす る。

(任期)

第34条

(条文省略)

- 2. (条文省略)
- 3. 会社法第329条第<u>2</u>項に基づき選任された 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間 は、選任後4年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会開始 の時までとする。
- 4. (条文省略)

(監査役の責任免除)

第41条

当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、<u>社外</u>監査役との間で、<u>当該社外</u> <u>監査役の会社</u>法第 423 条第1項<u>の</u>責任<u>につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金</u> 30 万円以上であらかじめ定め<u>る</u>金額又は法 令が定める額のいずれか高い額<u>を限度として責任を負担する契約を締結することができ</u>る。

(任期)

第34条

(現行どおり)

- 2. (現行どおり)
- 3. 会社法第329条第<u>3</u>項に基づき選任された 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間 は、選任後4年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会開始 の時までとする。
- 4. (現行どおり)

(監査役の責任免除)

第41条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、監査役との間で、同法第423条第1項 に定める責任を限定する契約を締結するこ とができる。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、金30万円以上であらかじめ定めた金額 又は法令が定める額のいずれか高い額とす る。